

ニュージーランドの観点からみた地域統合の経済的側面

スリカンタ・チャタジー

この報告では、ニュージーランドとアジア太平洋の観点から、地域化の経済的側面を考察する。地域化の背景にある要因や推進力、多国間主義との合流点および対立点、国際経済のグローバル化における地域化の将来の役割などについて考える。ここでは特に、アジア太平洋地域に焦点を当てる。この地域で地域化の推進力はどのように形成されつつあるか、また、開かれた経済小国であるニュージーランドはそれにどのように結び付いているかを分析し、それにより、ニュージーランドの近年の経済改革を国際的視野から展望する。ニュージーランドや他のアジア太平洋地域の国々が互いの経験からどの程度学び合い、恩恵を受け合うことができるかを、考える。

目 次

1. はじめに
2. ニュージーランドとグローバル経済
3. 「多国間貿易自由化」対「地域内貿易自由化」
4. APECと「開かれた地域主義」という概念
5. 統括的見解

1. はじめに

ニュージーランドは、いまだに第一次製品輸出に大きく依存している貿易小国であり、過去15年にわたり大規模な改革を実施してきた。改革はあらゆる主要分野に影響を及ぼしてきた。1980年代半ばにニュージーランド経済が直面していた問題の性格、それらの問題に対処するうえで用いられた政策上の根拠、段階的に導入された諸政策、とりわけ導入された政策の成果などは、ニュージーランド国内だけでなく国外でも、大々的かつ徹底的に分析されてきた。当然、一部の政策の適切性や成果の内容に、疑問を呈している批判者もいる。

しかし、本日の報告のテーマは、ニュージーランドの近年の経済改革ではなく、地域主義、つまり経済的地域統合である。私は、改革後のニュージーランド経済の視点から地域主義を考えたいと思う。視点を絞るために、地域統合の経済的側面に焦点を当てる。言うまでもなく、経済以外の重要な理由で近隣諸国同士が正式な地域取り決めを結ぶことも多々あるが、それはこの講演の範囲外である。

下記の第2項では、過去25年にわたり発展してきた世界貿易パターンを紹介し、同期間中、世界貿易パターンとの関係でニュージーランドの貿易パターンがどのように変化してきたかを考察する。貿易促進における地域化の重要性を評価することで、世界全体の、またニュージーランドの貿易パターンに、地域主義が果たしてきた役割を検討する。第3項では、地域主義に関する、また多国間貿易世界における地域主義の役割に関する、一般的な問題を考える。第4項では、「開かれた地域主義」という新概念を紹介し、それが、現存の貿易ブロックの政策決定者、また大国小国にかかわらず国家の政策決定者の考えにどのように取り込まれているかを探る。第5項では、総括的な見解を述べる。

2. ニュージーランドとグローバル経済

ニュージーランドは人口が少なく、そのため国内市場も小さいので、貿易部門は大きくない。ニュージーランドの輸出入合わせた対GDP比は、約50%である。しかし、ニュージーランドは、外国貿易を常に重要視してきた。とりわけ輸出は、成長の第一の牽引車、少なくともその可能性をもつものと見なされている。実際、輸出主導型成長を実現する条件整備が、ニュージーランドの近年の経済改革の主要目的のひとつであった。

過去25年のあいだに、EU、北米、東・東南アジアを軸とした三極貿易パターンが出現した。そのなかで、地域化で最も持続し成功しているのが、EUである。北米でも、アメリカ、カナダ、メキシコが1994年にNAFTA（北米自由貿易協定）を始動させた。同地域の貿易は、主としてアメリカの貿易量の多さゆえに、常に大規模である。

東・東南アジア諸国には、世界有数の貿易国である日本や、香港、韓国、シンガポール、台湾といったアジアNIEs（新興工業国・地域）のほかに、最近まで輸出主導で急成長を遂げていた国々が含まれる。この地域で正式に設立された唯一の地域グループは、ASEANである。ASEANは数々の業績を上げているものの、いまだ自由貿易地域にはなっていない。したがって、この地域の貿易の規模と貿易の重要性も、地域化の結果ではない。

比較的最近形成されたグループに、APECがある。このグループは、上記の国際貿易の三極の内の二軸に加えて、それ以外の国々も組み入れている。APECについては、後ほど詳しく述べるが、ここでは、このグループが通常の「地理上の地域」を超越していることを指摘しておきたい。APECには、太平洋の両側の国々と、厳密に言えば太平洋国家ではない国々が参加している。EU・APEC間の貿易は、1994年に世界貿易の46%以上を占めた。これは、これらのグループにとって貿易が重要であることと同時に、これらのグループが世界にとって重要であることを示している。しかし、その重要性は、EUの場合地域化から生じているかもしれないが、APECの場合はそうでない。私が言いたいのは、地域化は貿易拡大につながるかもしれないが、EUやAPEC加盟国のさまざまな経験からも分かるように、地域化が貿易拡大の唯一の道ではない、ということである。

1970年代はじめ、ニュージーランドは、2つの石油危機と、最も重要な貿易相手国イギリスの欧州経済共同体加盟というダブル・ショックに見舞われた（イギリスとは最終的に特別な貿易関係を結んだ）。その結果、ニュージーランド貿易の構造、構成、方向が劇的に変化した。1990年代半ばのニュージーランドの輸出先は、アジア（総貿易の40%）、オーストラリア（20%）、ヨーロッパ（17%）、北アメリカ（15%）であった。対照的に、70年代はじめには、イギリスが35%以上、オーストラリアは8%以下だった。輸出先の転換は、前記のグローバル貿易パターンの発展と符号しているが、輸出先としてのオーストラリアの重要性が高まった主因は、83年に結ばれたオーストラリア・ニュージーランド経済関係緊密化協定（略称、CER）である。これについても、後ほど詳しく述べる。

ニュージーランドの輸出品構成も大きく変化した。現在、第一次製品の占める率は60%以下（70年代初期には80%以上）で、工業製品が30%以上（70年代初期には10%以下）となっている。

しかし、1980年代半ばまで、ニュージーランドの対外経済関係は、著しい保護主義を特徴としていた。第一次製品を輸出している貿易小国ニュージーランドは当時、不安定な国際市場に直面しており、長年にわたり輸入量制限や特定輸出品などを対象とした最低価格保証という形で、サービス以外の貿易部門を保護し多様化しようとしていた。その結果、1984年以前のニュージーランドは、OECD加盟国中で最も貿易保護色の強い国のひとつであった。しかし、ニュージーランドの通商政策に関するWTOの最近の報告によれば、ニュージーランドは1990年代半ばまでに貿易障壁をほぼ全廃している。同報告は、ニュージーランドが84年以降たどってきた4つの貿易自由化への道 - 一方的、二国間、多国間、地域 - について述べている。

この主題およびニュージーランドの通商政策改革に関しては多くの著作があるので、ここでは、多国間主義と地域主義が近年どのように共存してきたかを理解する手助けとして、多国間貿易体制における地域主義の一般的な問題について触れるに留める。

3. 「多国間貿易自由化」対「地域内貿易自由化」

GATTは1947年に、経済不況回避を目的とした間違っただ保護政策や非協力政策が両大戦間の経済混乱の主因であるという反省にたち、そうした混乱を防止する趣旨で設立された。GATTの通商政策分野における非差別、透明性、相互主義の原則は、戦後、貿易障壁、とりわけ関税障壁の削減に役立った。世界貿易は、工業国の段階的な関税障壁撤廃のおかげで、1950年から97年の間に約16倍に増えた。世界所得の増大よりもはるかに速い。

創設後25年間、GATTの関心は関税引き下げのみに向けられていた。関税引き下げの第一受益者は、工業製品の輸出国、つまり先進工業諸国であった。その後25年間は、非関税障壁、農産物貿易、その他の重要な国際経済取引分野などへと関心は広がった。GATTはその後WTOとなり、現在の加盟国は132カ国である。中国やロシアなど、加盟待ちをしている国がいくつかある。このように、多国間貿易をより自由化し、通商関連事項で各国間協力を推進する場として、この機関は幅広い信頼を集めている。

しかしながら、非差別原則に基づき、全体的ではなく、明らかに選択的な形で、地域貿易自由化を受け入れていることは、GATT運営上の矛盾のひとつである。GATT24条は、地域内パートナーへの特惠措置が総体的なものである場合には、こうした例外を認めている。これは、障壁を、部分的ではなく、100%撤廃しなければならないことを意味する。GATTはまた、地域貿易協定に対して、共通の対外（対第三国）関税を設定するよう義務づけている。この場合、関税率は同協定以前に域内に存在した障壁よりも高くなってはならない。

貿易の発生と貿易先の転換という面から、自由貿易協定または関税同盟（共通の対外関税をもつ自由貿易協定）の設立の影響を考えてみよう。自由貿易協定は域内に新たな貿易を生み出すのか。あるいは、貿易先を、効率の高い外部の供給国から、効率の低い加盟国へと転換する結果になるのか。対外一律関税率を地域貿易協定以前よりも高くしてはならないというGATTの規定は、貿易先の変更を避けて、経済厚生を損失を防ぐ目的がある。

多国間機関のGATTが、こうした例外を認めている理由は定かではないが、おそらく、豊か

で政治的に強力な国々が相互受益的な地域貿易協定を結ぶのを止めることができないという考えがあったのだろう。したがって、この問題に対するGATTの立場が明白に述べられていることは、実際的で賢いやり方だと見なされてきた。GATTのパイオニアたちが、地域貿易協定による貿易自由化を「GATTの最終目的であり世界的な自由貿易にいたる補足的で現実的な道」だと考えたという可能性もある。いずれにせよ、貿易自由化から長期的でダイナミックな利益を得る最善の道は、多国間貿易自由化なのか、それとも多国間主義と地域主義の組み合わせでも同等の結果が得られるのかは、依然明確ではない。

GATT発足時、特惠貿易協定はいくつか存在したが、その後増えている。地域貿易協定の総数は約85あるが、その内28は1992年以降に結ばれている。そうした増大の理由は、単なる経済的理由だけではない。リチャード・ボールドウィンによれば、地域統合には「深い統合」と「浅い統合」がある。関税や輸入割り当てなどの障壁の撤廃により貿易自由化を図る場合、加盟国経済の統合という「浅い統合」がもたらされる。一方、「深い統合」は、貿易障壁の撤廃を越えて、例えば、競争政策、間接税、健康、安全、環境基準など、他の政策分野での協調をも含む。

ボールドウィンは、すべての「深い統合」はヨーロッパで見られるとし、その代表としてEUをあげている。ヨーロッパ以外での唯一の「深い統合」としては、オーストラリアとニュージーランド間のCERをあげている。

EUとCERで体现されているような地域主義は、WTOの多国間主義と両立するのか、それとも対立するのか。次に、APECで具体化されている「ビジョン」を取り上げて、この問題について考えよう。ニュージーランドはAPECとCERに参加しているが、それはニュージーランドの多国間コミットメントにどのような影響を与えているかを検討する。

4. APECと「開かれた地域主義」という概念

アジア太平洋経済協力会議という構想が最初に話し合われたのは、1989年11月にオーストラリアのキャンベラで開かれたアジア太平洋12カ国閣僚会議でのことだった。その主な目的は、特定分野における地域協力を推進し、より幅広い分野でのアジア太平洋経済協力に向けて将来のステップを話し合うことだった。

これは、地域貿易問題に対処する場を設ける一方、当時進行中だったGATTウルグアイ・ラ

ウンドでの協力推進を第一義の目的に掲げた慎重なスタートだった。それ以来、APECは、結束はゆるやかであるものの、アジア太平洋国家の地域グループとして頭角を表してきた。加盟国は、アメリカ大陸、オセアニア、アジアの21カ国である。1993年以来、加盟国首脳会議も毎年開かれており、貿易の簡便化、開発協力、そして最終的には、この地域における自由で開かれた貿易の実現に向けて、具体的な提案を行なってきた。

93年11月のシアトル・サミットで、「アジア太平洋経済共同体」というビジョンが発表された。翌年、インドネシアのボゴールにおける首脳会議では、域内の自由貿易・投資の実現に向けて、より固い決意が表明された。加盟諸国の経済発展段階の違いを配慮して、先進国は2010年までに、途上国は2020年までに、自由貿易の実現を目指すことになった。

この予定表はゆっくりしすぎるように見えるかもしれないが、他の協力措置により補足されている。例えば、貿易・投資の簡便化、産業科学技術の促進などが平行して進められる。

95年の大阪行動指針では、合意目標に向け加盟国が努力するうえでのガイドラインが示されるとともに、特定分野で成果を上げる目的で、加盟国間の協力促進のための共同行動計画が合意された。96年のマニラ首脳会議では、国別行動計画（IAP）が打ち出された。

これらの行動計画は、時間枠や自由化の範囲・目標において大きく異なっている。そのように異なる行動計画を調整できれば、APECはその構造の柔軟性や最終的に自由貿易・投資を実現する真の意志を更に示すことになる。APECの支持者たちはそう主張するだろう。

一方、APECの批判者たちは、APECが打ち上げてきた数々のプロジェクト・提案の実施面で今のところ進展が見られないと、指摘している。合意された提案の実施を促すメカニズムが確立していないため、一部の加盟国に行動の欠如がみられることが一因である。

94年のボゴール宣言で、首脳たちはある程度目的が統一されたことを示した。しかし、主要2カ国である日本とアメリカは、APECが、WTOのように、非加盟国との通商交渉で最恵国待遇メカニズムを導入すべきか、あるいは、EUの線に沿って特惠通商分野を設定すべきか、という根本的な問題で意見の対立を見た。日本は前者を、アメリカは後者を主張した。いずれもWTOとは矛盾しないものの、最恵国待遇メカニズムは明らかにWTOの慣行に直結しており、したがってWTOの枠組みのなかでより受け入れられやすいだろう。

APECが89年創設当初から「開かれた地域主義」を基本原理にしてきたことは、念頭に入れておかねばならない。しかし、これまでこの概念が定義されたり、その内容が明確化されたことはない。この概念が最恵国待遇原則の受け入れを意味すると考える専門家もいれば、どのように適用されようと、単に非差別を約束しているにすぎないと考える人もいる。

APEC「著名人グループ」の座長だったバーグステンは、開かれた地域主義原則の適用に関する問題の調査で、APECの対非加盟国関係における5つの選択肢を打ち出した。それらは、(1)オープン加盟。APECのルールを受け入れる確かな意思を表明するすべての国を加盟させる。(2)無条件最恵国待遇。APEC域内でのいかなる貿易自由化も、加盟国の全貿易相手国に無条件で適用される。(3)条件付き最恵国待遇。同じような措置の実施に合意したすべての非加盟国に対して障壁を撤廃する。(4)グローバルな自由化。APEC加盟国は、地域目標を追求する一方、グローバル・ベースで自国の障壁撤廃を続行する。(5)貿易の簡便化。例えば、関税の一致、製品規格の相互承認、競争政策の施行、主要国内市場の規制緩和など「非関税・非国境改革」を通して、貿易の簡便化を図る。

バーグステンは、APEC首脳が「自由化政策を公表すると同時に、相互主義に基づき全WTO加盟国にそれを適用する意思があることを発表するよう薦めている。そうした宣言は、ボゴール宣言の目標実現へのAPEC加盟国の個々の努力とあいまって、他の地域グループに同様な方針を採用させ、その結果、次期WTO交渉がより容易で時間的にも短縮される結果をもたらさう。APECは、加盟国数と地理的範囲を考えれば、グローバル交渉でかなりの影響力をもつことができる。しかし、今のところ、その力は発揮されていない。

では、APEC加盟国がボゴールで決まった目標年限までに、あるいはそれよりも早く、自由貿易を達成する可能性は、どのくらいあるのだろうか。加盟国のなかには、一方的に貿易障壁の削減努力をしている国がある。例えば、インドネシアは年次貿易自由化計画を発表し、関税平均率をWTOで義務づけられている平均率よりかなり低く設定している。

日本と韓国も、一方的な貿易自由化を、時にはアメリカや他の貿易相手国からの圧力のもとで、実施してきた。チリ、オーストラリア、ニュージーランドは、時にはWTOでの公約を前倒しして、国内の貿易障壁を撤廃してきた。こうした一方的な動きは、APECの目標設定にどのような意味をもつのだろうか。

そうした動きと対照をなすのが、1976年に定められた特惠貿易分野を越えた分野での貿易自

自由化に気乗り薄なASEANの姿勢である。しかし、ASEANは、89年のAPEC設立後、そして自由貿易を掲げた宣言のあと、動き始めた。92年には、2008年までに自由貿易を達成すると決定し、その後、目標年限は2003年に早められ、今までは2000年になる可能性さえある。

したがって、目標年限を定めて域内自由貿易・投資の実現を目指すAPEC宣言はすでに、この地域の主要国から前向きな反応を得ている。国別行動計画と共同行動計画の採用も、この地域内ですでに実証されている、共同行動を第二の選択として、一方的な行動をとるという「文化」に合致すると思われる。

次に、ニュージーランドの貿易自由化について述べよう。最初に簡単に、多国間の面を見てみよう。ニュージーランドはGATTの熱心な参加国であり、農産物輸出国の集まりであるケアンズ・グループの一員として、農産物貿易に関してウルグアイ・ラウンドに懸命の働き掛けをした。ウルグアイ・ラウンドの結果は、ニュージーランドの乳製品、食肉その他の酪農輸出品にとって、満足のいくものだった。EU、日本、アメリカがその合意に基づいて、農産物支持制度の廃止を完了すれば、ニュージーランドは効率的な酪農国として、市場で相当有利な立場に立つことができる。ウルグアイ・ラウンド終結時、ニュージーランドはすでに一方的に自国の通商政策改革の多くを実施に移していた。したがって、ウルグアイ・ラウンドの合意を達成するのには、何の問題もない。

ニュージーランドは90年代はじめまでに、GATTの関税化路線に従って、意図的に割り当て制を関税制度に移行した。ニュージーランドの関税はほとんど従価税であり、1、2の例外を除き、大体あまり高くない。ニュージーランドの通商政策に関するWTO報告によれば、ニュージーランドの最恵国待遇関税率は0%から30%で、標準偏差は約8%である。ニュージーランドは、関税見直しを定期的に行なっており、94年の見直しで96年以降関税の大幅引き下げを実施することになった。97年には20%を上回った関税は、2000年までに15%に、15-20%の関税は10%に、15%以下は5%に引き下げられる。それよりも低い関税はすべて撤廃される。これらの目標の大部分はすでに達成されており、目標を越えたものさえある。例えば、自動車関税は98年5月に全廃され、平行輸入の制限も同時に撤廃された。GATTの合意に従い、最高関税限度を設ける対象品目の割合は55%から99%に引き上げられた。例外は、衣料品・履物分野である。

第一次製品を輸出している貿易小国が、しかも大幅な輸出制限に直面している現状で、輸入自由化プロセスをそのように早めることが果たして賢明な策であるかと疑問視する人たちも二

ニュージーランドの観点からみた地域統合の経済的側面（チャタジー）

ニュージーランドにはいる。とりわけ、衣料品、履物、自動車分野などでは、少なからぬ数の労働者に雇用を提供することで国内産業を確立してきた。影響を受けた産業部門で企業が倒産し、こうした雇用の多くが失われている。一方、自由貿易擁護者は、輸入規制緩和によって酪農品輸出市場のアクセス拡大が見込まれるので、利益は損失を上回るだろうと主張するにちがいない。もしそうなったとしても、収入・雇用面で悪影響を受けた部門は、国家全体として得られた利益で補償されるべきである。

ニュージーランドの地域的枠組みへの参加にはまず、南太平洋地域貿易・経済協定（SPARTECA）がある。この協定のもとで、太平洋島嶼13カ国からの輸入品に対して、非互惠免税を認めている。ニュージーランドはAPEC創設国の一員であり、APECが打ち出した計画や提案に熱心に参加してきた。国別行動計画では、自由貿易達成年限の2010年を受け入れた。これまでの経過から見ると、合意された期限よりもはるかに早く達成できる公算が強い。

ニュージーランドにとって最も重要な地域協定は、オーストラリアとの経済緊密化協定である。この協定は、二国間自由貿易の促進ばかりでなく、国内の競争政策やダンピング防止策など数々の分野における政策協調を推進する助けとなった。両国間では労働移動も投資の流れも自由である。実際、両国の経済統合は非常にうまくいっており、産業配置や資源移動から見れば「ひとつの経済」と言えるほどである。

過去15年間、両国間の貿易を段階的に自由化してきた結果、二国間貿易は急速に拡大した。ニュージーランドの対オーストラリア商品輸出総額は83年から96年の間に年間平均9%伸び、一方、同期間中オーストラリアの対ニュージーランド商品輸出総額は年間10%前後伸びた。ニュージーランドにとってオーストラリアは第2位か第3位の輸出相手国であり、一方、96年にニュージーランドはオーストラリアにとって第3位の輸出相手国であった。互いに、工業製品貿易相手国として最も重要である。両国間の企業間貿易（似たような商品の貿易）は、両国それぞれと他の国々との企業間貿易よりも、はるかに大きい。このように、CERは双方に大きな通商利益をもたらした。

両国間貿易の拡大で、どの程度の貿易発生と貿易先転換が生じたかに関する詳しい研究は、私の知るかぎりでは、まだない。CERはある程度の貿易先転換と、その結果、おそらくある程度の経済厚生上の損失をもたらしたであろう。その一方で、両国間に大幅な貿易発生ももたらした。タスマン海の両側で決定された産業配置の結果、自由に資源が移動し、それとあいまって、大幅な貿易発生は、両国の全体的な資源配分の改善につながった。近年両国が世界的に貿易障

壁を大幅撤廃するに伴い、貿易先転換が起こる度合が低くなることは確実である。

5. 総括的見解

APECが実現可能なビジョンとして具体化していくに伴い、世界経済の三極構造は実質的に二極になるであろう。ASEAN, CER, Enterprise for the Americas Initiative, 南米共同市場など、地域グループとしてさまざまな下位グループ（実在、構想を問わず）があるものの、APECは加盟国 - および、おそらく非加盟国 - の貿易・経済利益を促進する最も実効性の高い手段と言える。しかし、APECがさらに前進しようとするなら、早期に解決しなければならない2つの問題がある。

第一に、加盟国の範囲を拡大し続けるか、あるいは奥行きを深めることが先決かという問題である。EUの例を見ると、EUが横への拡大の前に、深化への道をとったことは明らかである。EC市場統一計画や欧州通貨同盟などは、深化の動きである。一方、加盟国の範囲を他の欧州諸国へと広げる動きは遅々としていた。90年代に旧共産圏の中・東欧諸国が市場経済への移行を始めたのに伴い、EUは、EU加盟希望国10カ国と別々に二国間自由貿易協定を結び、最終的には彼らのEU加盟を受け入れると約束した。そうした横への拡大は、深化の動きが完了するまで延期された。

それとは対照的に、APECは創設当初から地理的に「オープン」であったし、加盟国数も89年の12カ国から、97年にペルー、ロシア、ベトナムを加えて21カ国になった。これまでのところ、APECは深化の欠如を横への拡大で補おうとしているかのようだ。しかし、3カ国の加盟を認めた97年のバンクーバー首脳会議は、新規加盟を10年間停止することに合意した。これは、APECが更なる加盟拡大の前に、現加盟国間で深化の度合を深める必要性に気付いたことを示しているのかもしれない。

第二に、WTO新ラウンドへのAPEC側のアプローチの問題である。WTO新貿易交渉では、関税・非関税障壁よりも、農産物貿易、サービス貿易、環境問題への関心が深いであろう。現在世界の多くの国々に影響を及ぼしているアジアの金融危機は、WTO新ラウンドに影を落としている。ウルグアイ・ラウンドで合意したサービス貿易に関する一般協定は範囲が十分に広くないという理由で、再検討を求められるだろう。APECは自主的投資規定を導入しているが、それも大体無視されたままである。これをWTO新ラウンドの手本にできるだろうか。

WTOが望んでいるのは、加盟国が商品・サービス分野での自由貿易達成と達成期限を公約することである。その両方に関して、APEC加盟国はすでに公約している。したがって、APECを手本として、他のWTO加盟国に、同様の目標設定と、その目標達成にあたりWTOメカニズムを用いるよう説得することが可能かもしれない。これは、APECが、世界の他の国々にAPECの「開かれた地域主義」概念を披瀝し、最恵国待遇原則をWTOに受け入れさせる機会になるだろう。だが、この草稿を書いている時点（98年11月はじめ）においてさえ、日本とアメリカは、水産物・林産物分野における日本市場の更なる自由化問題で、完全に意見が対立している。それは、あたかも自由貿易を唱えるのとそれを実践するのは別物だということを示しているかのようだ。アメリカはAPEC取り決めの一環としてアクセス拡大を要求し、日本は「自主的」という点を強調している。少なくとも技術的には、双方とも正しいのである。

グローバル経済の二極化という観点から見れば、「外部者」は自分たちの利益がWTO交渉などのグローバルな場で無視されかねないという当然の危惧を抱く。APECは加盟拡大を一時停止し、EUは地理的重点主義をとっている状況で、WTOがその公明正大さと全加盟国の平等待遇原則を、「外部者」に納得させるのは難事である。WTO加盟諸国は発展段階や保護レベルで大いに異なっており、交渉での「ギブ・アンド・テイク」はかなり不均衡にならざるをえない。国家を動かすのは国際親善ではなく国益であるゆえ、全関係者が「公平で平等」だと考える結果を達成するのは容易ではない。これはガット交渉の歴史で実証されている。

地域主義がその関係国にとってのみ有益なのか、あるいはグローバル経済関係にも有益なのが最終的に試されるのは、EUやAPECなどの地域グループが自分たちを触発し結合させたビジョンを提供することで、WTOのようなグローバルな場で実行可能なコンセンサスを達成する手助けができるかどうかにかかっている。それができれば、地域主義と多国間主義の2つの流れは「偉大なる合流」を果たし、バラバラな貿易世界を結び付ける助けとなるだろう。WTO新ラウンドは、これが試される場になるだろう。

（Srikanta Chatterjee, マッセー大学〔ニュージーランド〕

応用・国際経済学部教授, 1998年本学部客員教授）